横須賀市道路照明灯・公園照明灯

LED化ESCO事業

募集要項

令和６年（2024年）３月

横須賀市

**横須賀市道路照明灯・公園照明灯LED化ESCO事業 募集要項**

（目次）

[１ 募集の趣旨 1](#_Toc159397746)

[２ 事業概要 1](#_Toc159397747)

[３ 事業者の行う業務範囲 2](#_Toc159397748)

[４ 事業場所 5](#_Toc159397749)

[５ 契約者 5](#_Toc159397750)

[６ 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定） 5](#_Toc159397751)

[７ 応募条件 5](#_Toc159397752)

[８ 応募に関する留意事項 7](#_Toc159397753)

[９ 事業者選定の流れ 7](#_Toc159397754)

[10　事業全体スケジュール（予定） 9](#_Toc159397755)

[11　提案書における提示条件 12](#_Toc159397756)

[12　ESCO提案提出書類・作成要領 12](#_Toc159397757)

[13　審査及び審査結果の通知 15](#_Toc159397758)

[14　LED照明灯の灯具仕様 16](#_Toc159397759)

[15　工事仕様 18](#_Toc159397760)

[16　工事計画 18](#_Toc159397761)

[17　事業実施に関する事項 18](#_Toc159397762)

[18　契約に関する事項 22](#_Toc159397763)

# １ 募集の趣旨

現在、横須賀市（以下「本市」という。）では、道路照明灯を約4,744灯、公園照明灯を約

1,586灯管理しており、その中で最も多く使われている水銀ランプは、「水銀に関する水

俣条約」により令和２年（2020年）12月をもって、製造及び輸出入が禁止された。

さらに、令和５年（2023年）11月の国際会議において、令和９年（2027年）末までに蛍光灯の製造・輸出入が終了となることが決まったため、照明のLED化は喫緊の課題となっている。

また、本市を取り巻く環境問題や経済社会情勢の変化に対応するため、令和４年度（2022年）から新たな計画として「ゼロカーボンシティよこすか 2050アクションプラン」を策定し、あらゆる面において二酸化炭素排出量削減に寄与する内容が求められている。

これらを踏まえ、本市で管理する道路照明灯・公園照明灯について、短期間でLED化を推し進めていくため、民間企業のノウハウや技術力を活用した「道路照明灯・公園照明灯LED化 ESCO事業（以下「本事業」という。）」を導入し、既存の道路照明灯・公園照明灯を一斉にLED 化したいと考えている。

本事業は、上記の目的に合致する民間事業者から、設備機器の維持管理及び改修工事等を含めた一括提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、公募を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合、事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

# ２ 事業概要

（１）事業名称

横須賀市道路照明灯・公園照明灯LED化ESCO事業

（２）契約方式

ギャランティード・セイビングス契約

本事業は、ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型）で行うため、対象設備の改修に係る施工等初期費用は市が調達するものとする。

事業者は、設備を設計・施工し、工事完了後に本市に対して対象設備の引渡しを行った後、10年間の維持管理期間中、導入設備の維持管理等に係る業務を行うものとする。

（３）契約期間

契約締結日から令和17年（2035年）３月31日まで

※ 光熱費・維持管理費の削減保証期間及びサービス料の支払期間（以下「ESCOサービス

期間」という。）は10年間（令和７年（2025年）４月１日から令和17年（2035年）

３月31日まで）とする。

（４）事業費限度額

①　総事業費

1,273,433,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

②　令和６年度（2024年度）支払額[初期投資額]

ア　道路照明灯

664,469,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

　　　イ　公園照明灯

　　　　　284,772,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

③　令和7年度（2025年度）以降の支払額[ESCOサービス料]

ア　道路照明灯

226,934,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ　公園照明灯

　　97,258,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（５）事業内容

事業者は、道路照明灯・公園照明灯の実際の設置状況を踏まえ、本市と合意した内容で、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）第５条第２項第３号に規定される省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）として、自ら行った提案（以下「ESCO提案」という。）を基に契約を締結する。本事業の契約期間内においては、募集の趣旨の目的達成のために整備するLED道路照明灯・公園照明灯（以下「ESCO設備」という。）を善良なる注意義務をもって、設置・管理するとともに、以下の各種サービス（以下「ESCOサービス」という。）を提供する。

①　現地調査

②　電力契約照合、電力契約申込、共架申請

③ 道路照明灯・公園照明灯管理システム(GISシステム)のデータベース構築・更新

④　道路照明灯・公園照明灯管理シールの設置

⑤　ESCO設備の設置に関する計画・施工・施工管理

⑥　既設道路照明灯・公園照明灯のリサイクル・廃棄処分

⑦　ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）

⑧　省エネルギー量の計測・検証

⑨　契約期間中における道路・公園照明施設の点検（契約期間中1回以上、支柱を含む）

⑩　地元企業の活用

⑪　その他業務の遂行上必要となる手続き

# ３ 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）現地調査

①　応募者に配布する既設道路照明灯・公園照明灯（以下「既設設備」という。）の地図等の情報を基に、所在地、灯柱の形状、管理番号など、施工や維持管理上必要となる各種情報の調査を行う。なお、市の管理数及び更新対象数は以下を想定している。

ア　道路照明灯　　管理数：4,744灯　　更新対象数：4,181灯

イ　公園照明灯　　管理数：1,586灯　　更新対象数：1,473灯

②　既設設備の灯具や使用しているランプ等の種類、引込方法（単独、分電盤）など、具体的な設備の調査を行う。

③　現地調査により、倒壊するおそれがあると認められるものがある場合は、本市と対応を協議すること。また、共架式のものでアーム等の劣化が激しく、落下のおそれがあると認められる場合も同様とする。

（２）電力契約照合、電力契約申込、共架申請

①　電力会社と緊密に連携し、既設設備に関する電力契約の調査照合を行う。

②　既設設備に関する電力契約の調査及び現地調査結果の突合を行う。

③　電力契約と既設設備との数量相違の把握・整合（道路照明灯・公園照明灯があって電　　　力契約のないもの、電力契約があって道路照明灯・公園照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）を行う。

④　道路・公園照明施設LED化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込、照明の再配置等に伴う電柱への共架申請を行う。

⑤　公園照明灯については、指定管理者の管理施設ごとに区分して整理を行う。

⑥　電力契約の突合調査結果及び減設申込み完了報告書の提出

（３）道路照明灯・公園照明灯管理システム(GISシステム)のデータベース構築・更新

①　事業者は、本市において統合型地理情報システムに取り込むデータベースを構築する。なお、本システムに取り込むデータ処理については本市が行う。

②　本システムで管理する必要事項は以下のとおりとする。また、事業者の提案等により、管理項目の追加等をする場合があるため、詳細については、本市と協議の上、決定する。

ア　位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号（東電柱及びNTT柱）等）

イ　設備概要（灯具仕様、灯柱形状、施工者名等）

ウ　電力契約情報（地域番号、契約名義、お客さま番号、請求番号、契約種別、

契約容量、契約灯数、引込状況等）

エ　修繕及び移設等記録（記録の管理区分、作業年月、修繕内容及び移設情報等）

オ　その他（見取図、ESCO設備写真等）

③　本事業開始後に本市が行う灯柱の更新や新設・移設・撤去などに関するデータについ

て、定期的に更新を行う。

④　上記③により作成された最新のESCO設備の関連データについて、毎年度、報告及び納入を行うほか、公園管理台帳に反映可能な形式ファイルをCDまたはDVDにより、別途提出すること。

（４）道路照明灯・公園照明灯管理シールの設置

①　既設道路・公園照明施設の管理番号を新たにふり直し管理シールを設置すること。

②　本契約期間中において、本市が新設したLED道路・公園照明施設や、開発行為等により道路・公園管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED道路・公園照明施設についても、管理シールを設置すること。なお、移管される道路・公園照明施設は150灯程度(年間概ね15灯：道路照明灯10灯、公園照明灯：５灯)を見込む。

③　シールの材質は、紫外線などの耐候性能を有していること。

④　シールの下地は黒色とし、文字及び数字は銀色とする。

（５）ESCO設備の設置に関する計画・施工・施工管理

①　関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、本事業のメリットを最大限に享受できる施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

②　関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通等に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

③　関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、通行人や通行車両、また、現場作業者の安全に十分配慮した施工計画を策定し、施工・施工管理を行う。

④　将来の維持管理に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

⑤　施工完了報告書の提出

（６）既設道路照明灯・公園照明灯のリサイクル・廃棄処分

①　関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定する。

②　撤去した既設設備（灯具（グローブ、ガラス、ランプ）、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から再利用を原則とし、リサイクルの具体的な方法について、撤去品の項目ごと報告を行う。ただし、撤去した安定器が PCB を含むものであった場合は、本市が指定する場所へ運搬する。

（７）ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）

①　事業者は専用回線を備えたコールセンターを設置し、ESCO設備の故障（不点灯等）について、修繕を行う。コールセンターへの通報は、平日の午前８時30分から午後５時15分まで受け付けることとし、修繕等の作業については、依頼を受けた日から起算して原則５営業日以内に実施する。ただし、緊急的な初動対応が必要な場合（倒壊した道路照明灯が道を塞いでいるとき等）は、本市からの連絡を受けてから速やかに応急的な対応作業を実施する。その際に生じる費用については、その損害の原因により事業者又は本市が負担することとする。

ア　事業者が費用を負担する場合

ⅰ　ESCO設備の製品としての不具合による故障

ⅱ　火災、落雷、破損、盗難、雪害、風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、電気的・機械的事故など、偶然、外来、かつ急激な事故によって生じた損害

イ　本市が費用を負担する場合

ⅰ　清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市の依頼による作業者の責による損害

ⅱ　地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害

ⅲ　戦争、暴動・変乱による損害

ⅳ　その他上記ア以外で、事業者の責に因らない損害

なお、事業者はESCO設備の修繕の実施結果及びESCO設備の維持管理状況を定期的に本市に報告する。本市は、維持管理が計画通りでなく、若しくは不十分であると認められるときは、事業者に対して必要な措置を命ずる場合がある。

②　既に LED 化されている道路照明灯・公園照明灯についても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。

③　ESCOサービス期間中に本市が新設したLED道路照明灯・公園照明灯や、開発行為等により道路管理者や公園管理者以外のものがLED 道路照明灯・公園照明灯を設置し、本市に移管されるものについても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。

④　事業者は、ESCO設備に関する本市からの連絡（更新・新設・撤去・移設）などを受け付け、これに基づき対応作業を実施し、管理システムのデータを更新する。また、上記③の修繕結果についても同様とする。

⑤　事業者は、本市が市民等から受け付けた陳情（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）を取り付ける、灯具の変更を行う等の対応を行う。

⑥　事業者は、ESCO設備について、自己の負担で保険に加入することができる。ただし、加入する種類、内容は本市と協議のうえ定めるものとする。

（８）省エネルギー量の計測・検証

①　事業者は、ESCO提案により示した光熱費削減額及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を本市に提示し、ESCOサービス期間中において、ESCOサービス導入によるコスト削減効果の検証を行う。

②　指定管理公園（14公園）については、ESCO事業による電気料金削減効果が分かるよう、メーター等の設置をすること。指定管理公園の一覧は配布資料のとおりである。

③　事業者は、①の検証の結果及び修理・交換等の記録を毎年、本市に報告し、本市の確認を受けること。

（９）契約期間中における道路・公園照明施設の点検

事業者は、前記３(1)で現地調査を行う際に、神奈川県版小規模付属物点検（中間点　検相当）を行うものとする。なお、既設LED道路・公園照明施設についても同様の点検を行うものとする。

（10）地元業者の活用

事業者は、ESCO設備の設置工事、道路・公園照明施設の移設・建替工事、その他維持管理作業において、可能な限り横須賀市内業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

（11）その他

既にLED化されている道路・公園照明施設等については、LED化工事を行う必要はないが、現地調査や電力契約の照合を行うとともに、本事業の維持管理に含めるものとする。

# ４ 事業場所

横須賀市内全域（ただし、他の自治体との市境・区境付近において、他の自治体の区域内に本市が管理する道路照明灯が設置されている場合は、その範囲も含むものとする。）

# ５ 契約者

横須賀市

# ６ 優先交渉権者決定からサービス開始までのスケジュール（予定）

（１）優先交渉権者の決定　　　令和６年（2024年）５月下旬

（２）ESCO契約の締結 令和６年（2024年）７月

（３）調査・工事期間 　　協定書締結日から令和７年（2025年）３月31日（月）まで

（４）ESCOサービス開始 　　令和７年（2025年）４月１日（火）

# ７ 応募条件

（１）応募要件

①　本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。

②　グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を１者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。

③　参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。

④　応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。

⑤　ESCO提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議したうえで合意を得る必要がある。

（２）応募者の役割

①　応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。

ア　事業役割・・・本市との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い事業遂行の責を負う

イ　設計役割・・・設計・計画・監理に関する業務を全て実施する

ウ　施工役割・・・施工に関する業務を全て実施する

エ　その他役割・・上記（ア）～（ウ）以外の調査、維持管理、ESCO設備供給、道路照明灯・公園照明灯の設置状況の把握などに関する業務を各々実施する

②　事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書を別途本市に提出すること。なお、その合意書には、事業役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

（３）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、グループとしてこれらの要件を満たすこと。

①　参加表明書及び資格確認書類により、本募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

②　事業役割を担う参加者は、道路照明灯または街路灯に係るESCO事業で元請として3,000 灯以上の維持管理の実績がある者。

③　各種対策により、対象設備のエネルギー削減量を提案できる者であり、削減量が達成できない場合は、補償措置を講じることができる者であること。

④　ESCO設備導入後のエネルギー削減量及び削減金額を計測・検証することができる者であること。

⑤　事業運営、維持管理、システムサポートを円滑に行うため、迅速に対応ができる者であること。

⑥　施工役割を担う者については、横須賀市競争入札参加有資格者名簿（かながわ電子入札共同システム）の業種「工事」：営業種目「電気」に登録されている業者で構成することとし、且つ建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項に規定する「特定建設業」の許可を受けている者であること。

（４）応募者の制限

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

①　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４第１項の規定に該当する者

②　入札、契約に関する法令及び契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）に違反している者

③　横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中である者

④　本募集要項の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第３項若しくは第５項の規定による営業停止の処分を受けている者

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律77号)第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

⑥　民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

⑦　会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立て(同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係わる同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第１項及び第２項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。)をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第１項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。)があった場合にあたっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

⑧　応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑨　不正な手段を用いて本事業を誹諾し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた

　　者

⑩　最近１年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

（５）地元業者の活用

応募者は、調査、既設設備の撤去工事、ESCO設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り市内の電気工事店（以下「市内工事業者」という。）の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう十分に配慮すること。

# ８ 応募に関する留意事項

1. 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

1. 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

1. 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

1. 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に関する検討以外の目的で使用してはならない。

1. 応募者の複数提案の禁止

応募者は、１つの提案しか行うことができない。

1. 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

1. 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

1. 提出書類の変更禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

1. 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効にする。

# ９ 事業者選定の流れ

1. 応募者の要件

本ESCO提案募集への応募者は、「７ 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

1. 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

1. 最優秀提案及び優秀提案の選定

プロポーザル評価委員会により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。

1. 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料削減等の詳細判断、最終提案書作成及び契約を締結するまでの諸条件について、本市との詳細協議を進めるとともに事業工程を示す事業計画書を作成するものとする。

1. 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えばESCO契約を締結し、契約事業者となる。優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。

なお、契約までの費用については、優秀交渉権者の負担とする。

1. 事務局

本ESCO提案募集に関する事務局は、次のとおりとする。

担 当 窓 口：横須賀市建設部道路整備課

所 在 地：横須賀市小川町11番地

電 話：046-822-8367

電子メール：rr-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp

ホームページ：https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5530/esco\_proposal.html

1. 担当

道路照明灯・公園照明灯にかかる担当部局は、次のとおりとする。

ア　道路照明灯について

　　横須賀市建設部道路整備課

　　電　　　話：046-822-8367

　　電子メール：rr-pw@city.yokosuka.kanagawa.jp

イ　公園照明灯について

　　横須賀市建設部公園管理課

　　電　　　話：046-822-8361

　　　　　電子メール：pa-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

　　　※質問方法については10事業全体スケジュール（予定）の（２）② ア　質問の方法に記載されているとおりとし、電話・来訪などの個別の質問には対応しない。

# 10　事業全体スケジュール（予定）

（１）本事業は、次の日程で行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 日程 |
| １ | 募集要項の配布（市ホームページで公開） | 令和6年3月15日（金）～令和6年3月22日（金） |
| ２ | 募集要項に関する質問受付 | 令和6年3月15日（金）～令和6年3月22日（金） |
| ３ | 質問の回答 | 令和6年3月29日（金） |
| ４ | 参加表明書及び資格確認書類の受付 | 令和6年4月1日（月）～令和6年4月5日（金） |
| ５ | 応募者資格確認結果、提案要請書の通知 | 令和6年4月15日（月） |
| ６ | 提案書の受付 | 令和6年4月15日（月）～令和6年4月30日（火） |
| ７ | プレゼンテーション、選考 | 令和6年5月21日（火）、予備日22日（水） |
| ８ | 最優秀及び優秀提案の選出、結果通知 | 令和6年5月31日（金） |
| ９ | 詳細協議、事業計画書作成 | 令和6年6月上旬～下旬 |
| 10 | ESCO契約の締結 | 令和6年7月 |
| 11 | 現地調査、ESCO設備の施工 | 令和6年7月から令和7年3月まで |
| 12 | ESCOサービス開始 | 令和7年4月1日（火） |
| 13 | ESCO設備の維持管理等 | 令和7年4月1日（火）～令和17年3月31日（土） |

（２）ESCO提案募集の手続き

①　募集要項の配布

募集要項は、本市のホームページにて公表する。

②　募集要項に対する質問受付・質問回答

募集要項及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア　質問の方法

質問は、質問書（様式第１号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする｡質問１件につき１枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「横須賀市道路照明灯・公園照明灯LED化ESCO事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

イ　受付期間

　　電子メール：令和６年（2024年）３月15日（金）午前９時から令和６年３月22日（金）**午後４時まで（必着）**

　　確認電話：令和６年（2024年）３月15日（金）午前９時から令和６年３月22日（金）**午後５時まで**

※電話での確認は開庁日の午前９時から正午、及び午後１時から午後５時まで

ウ　質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和６年３月29日（金）に本市ホームページで公表することとし、口頭による個別対応は一切行わない。

なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

（３）参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

①　受付期間

令和６年（2024年）４月1日（月）から令和６年４月５日(金)まで

②　受付時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

③　受付場所

横須賀市建設部道路整備課

(〒238-8550 横須賀市小川町11番地）

④　参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを２部（正１部、副１部）提出すること。

ア　参加表明書（様式第２号）

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

イ　グループ構成表（様式第３号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、設計役割、施工役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。

グループとして応募する場合は、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

ウ　履行保証書（様式第４号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

エ　印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前３か月以内に発行されたものとすること。

オ　商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前３か月以内に発行されたものを綴じたものとすること。

カ　納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各１通綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

キ　財務諸表等

最新決算年度とその前年度の賃借対照表、損益計算書、利益処分（損失処理）計算書

等の財務諸表を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会

社の財務諸表等も添付すること。

ク　会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業

経歴等、以下の項目を網羅したものを１部綴じたものとすること。

ⅰ　設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数

（様式第５号の１）

ⅱ　企業状況表（様式第５号の２）

ⅲ　有資格技術職員内訳表（様式第５号の３）

ⅳ　各役割の責任者業務実績表（様式第５号の４）

ⅴ　その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関

係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上

記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

ケ　特定建設業の許可証明書

施工役割を担う者の建設業法第３条第１項に規定する「特定建設業」、又はこれに類

する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

コ　ESCO関連事業実績一覧表（様式第６号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績

　　表を提出すること。

ⅰ　事業件名

契約書上の正確な名称を記入すること。

ⅱ　発注者

発注者名を記入すること。

ⅲ　受注形態

単独又はグループの別を記入すること。

ⅳ　契約金額

消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。（千円単位）

ⅴ　契約年月日

契約締結日を記入すること。

ⅵ　契約期間

契約始期及び終期を記入すること。

ⅶ　施設概要

施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月日を記入すること。

ⅷ　主な契約内容

対象機器、省エネルギー率、パフォーマンス契約の有無と種類（シェアード・セイ

ビングス又はギャランティード・セイビングス）、保証の有無、計測・検証の有無

も明記すること。

サ　各資格者免許証の写し

有資格者技術職員のうち、各代表１名分の資格者免許証（表・裏）の写しを提出する

こと。

シ　監理技術者免許証の写し

施工役割を担う者の監理技術者免許証（表・裏）の写しを提出すること。

ス　暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第７号の１）及び役員等氏

名一覧表（様式第７号の２）

グループで参加の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

1. 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、令和６年（2024年）４月15日（月）に文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。

なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、提案要請書及び「（６）配布資料」を併せて送付する。

1. 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に「12 ESCO

提案提出書類・作成要領」に従い、ESCO事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

①　受付期間

令和６年（2024年）４月15日（月）～令和６年４月30日（火）

②　受付時間

開庁日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

③　提出書類

「12 ESCO提案提出書類・作成要領」によるものとする。

1. 配布資料

ESCO事業提案要請書と併せて応募者に配布する資料は次のとおりとする。

①　既設道路照明灯・公園照明灯の概要

②　既設道路デザイン照明灯の設置箇所一覧、位置図

③　既設道路照明灯・公園照明灯の基準となる電気料金及び維持管理費

1. 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第８号)を１部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

# 11　提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

（１）ギャランティード・セイビングス契約を実施できること。

（２）事業者の資金により省エネルギー改修を行い、毎年のESCOサービス料が事業費限度額未満

であること。

（３）ESCO契約どおり電気料金が削減できず、削減保障額に届かなかった場合、その分を保証す

ることができること。

（４）本市の事業スケジュールに基づき事業を実施できること。

（５）本市内への経済波及効果については、手法等を含め、具体的に示すこと。

（６）道路照明灯維持管理計画書及び公園照明灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持

管理計画に基づいて維持管理を行うこと。

（７）LED灯具以外にESCOサービスを実施するうえで必要な設備（自動点滅器、安全開閉器）

についても対応すること。

（８）ESCOサービス期間中に本市が新設したLED道路照明灯・公園照明灯や、開発行為等により

道路管理者や公園管理者以外のものがLED 道路照明灯・公園照明灯を設置し、本市に移管

されるものについても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。

（９）「11　事業全体スケジュール（予定）」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了

しない場合、道路照明灯・公園照明灯LED 化工事が完了するまで、電気料金を含む遅延に

起因する費用は事業者が負担すること。

（10）その他、この要項に定めることの他、ESCO提案の募集等の実施にあたって必要な変更事項が生じた場合には、応募者に通知する。

# 12　ESCO提案提出書類・作成要領

1. ESCO事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに

綴じたものを10部（正１部、副９部）提出すること。

①　提案書提出届（様式第９号）

②　提案総括表（様式第10号の１～第10号の３）

③　事業資金計画書（様式第11号の１～第11号の２）

④　現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第12号）

⑤　道路照明灯・公園照明灯管理システム(GISシステム)に関する提案書（様式第13号）

⑥　工事中の対応・廃棄計画書（様式第14号）

⑦　使用機器提案書（様式第15号）

⑧　既設デザイン照明灯に関する提案書（様式第16号）⑨　市内工事業者の活用に関する提案書（様式第17号）⑩　維持管理等提案書（様式第18号の１～第18号の２）⑪　計測・検証計画書（様式第19号）

⑫　契約終了後の対応（様式第20号）

1. 作成要領

①　一般事項

ア　使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全てを横書

きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体10.5ポイントで統一すること。

イ　各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一

切付してはならない。

ウ　提案書提出届（様式第９号）により提出書類の構成を示したうえで、各提出書類を

A4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、

A4版サイズに折り込むこと。

エ　エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと

|  |  |
| --- | --- |
| エネルギー種別 | CO2排出係数（調整後） |
| 電気 | 0.376[kg-CO2/kWh] |

②　提案総括表（様式第10号の１～第10号の３）

ア　提案の概要（様式第10号の１）

提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。

（A4 版４枚以内で記載（図表可））

イ　改修提案項目一覧表（様式第10号の２）

省エネルギー改修の項目ごとに光熱費削減額、維持管理費削減額、年間削減額、工

事他投資額、単純回収率について記載すること。

ウ　契約内容提案書（様式第10号の３）

削減予定額、削減保証額、ESCOサービス料等について記載すること。

③　事業資金計画書（様式第11号の１～第11号の２）

ア　事業収支計画書（様式第11号の１）

契約期間における本市の事業全体に関する収支計画を作成すること。（A3版横書き）

イ　工事予算等経費計画書（様式第11号の２）

初期投資に関する費用を記入のうえ、内訳を添付すること。

④　現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第12号）

既設の道路照明灯・公園照明灯の設置位置やランプ等の調査方法、電力契約の調査・照合方法等について記載すること。（A4版４枚以内で記載（図表可））

⑤　道路照明灯・公園照明灯管理システム（GISシステム）に関する提案書（様式第13号）

管理システムの仕様、管理するデータ内容及び地図データに使用する基本地図等について記載すること。（A4版４枚以内で記載（図表可））

⑥　工事中の対応・廃棄計画書（様式第14号）

工事施工にあたり、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項、及び品質管理、工事完了期限、ESCO設備の引き渡しに関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。（A4版４枚以内で記載（図表可））

⑦　使用機器提案書（様式第15号）

使用する機器について、機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具仕様に基づいた内容、数値的根拠について記載すること。また、既設の自動点滅器、ケーブル等の考え方についても記載すること。

（A4版８枚以内で記載（図表可）※ 仕様書については別添扱いとし、枚数の制限には含めない。）

⑧　既設デザイン照明灯に関する提案書（様式第16号）

　既設のデザイン照明灯をLED化する手法等について記載すること。（A4版４枚以内で記載（図表可））

⑨　市内工事業者の活用に関する提案書（様式第17号）

本事業における市内工事業者の活用について、具体的に記載すること。（A4版４枚以内で記載（図表可））

⑩　維持管理等提案書（様式第18号の１～第18号の２）

ア　維持管理計画書（様式第18号の１）

ⅰ　維持管理計画

ESCO設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既存LED道路

照明灯・公園照明灯の保証、加入する賠償保険等、コスト削減及びサービス水準

の向上等の視点で工夫している点があれば記載すること。（A4版４枚以内で記載

（図表可））加えて、ESCO設備の修繕に関する月次実績報告書式の案を添付するこ

と。

ⅱ　維持管理見積書

毎年かかる経費と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場

合は添付すること。

イ　緊急時対応提案書（様式第18号の２）

ESCO提案の安全性や信頼性、また、事故発生時等を含む緊急時の対応方法について

の考え方を記載すること。（A4版６枚以内で記載（図表可））

⑪　計測・検証計画書（様式第19号）

ア　エネルギー削減効果の計測・検証方法

エネルギー削減保証量が確実に達成されていることを証明するための適切な計測・

検証方法を示すこと（二酸化炭素削減効果も含む。）

イ　計測・検証費見積書

毎年かかる経費と、その算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合

は添付すること。

ウ　その他

計測･検証業務を行ううえで、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫し

ている点があれば記載すること。（A4版６枚以内で記載）

⑫　契約終了後の対応（様式第20号）

契約期間終了後の対応について記載すること。（A4版２枚以内で記載（図表可））

# 13　審査及び審査結果の通知

1. 審査

プロポーザル評価委員会が、事業資金計画、使用機器及び管理システム、維持管理、環境・安全性への配慮、本市経済への寄与、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者、及び優秀提案1者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視し、下線部については特に重視する。

①　経営状況などから、本市の計画通りに本事業を実施することが可能か、具体的に確認で

きる提案であること。

②　ESCOサービス料の総額（本市の支出）が少ないこと。

③　安定的に事業を実施、継続できる資金調達計画となっていること。

④　他都市において、道路照明灯等のESCO関連事業の実績があること。

⑤　ESCO設備の施工及び施工管理について、具体的で確実性のある計画となっていること。

⑥　LED道路照明灯・公園照明灯は、本市で過去に設置実績のある国内メーカーの製品である

こと。

⑦　既設の照度を満たすような灯具であることが具体的に確認できる提案となっている。

⑧　既設のデザイン照明灯について、改修方法の具体的な提案があること。

⑨　設備の修繕等について、連絡体制や対応方法等、具体的な提案があること。

⑩　設備の維持管理・保証（無償修繕等）について、具体的な提案があること。

⑪　市内工事業者の積極的な活用など、本市経済への寄与に貢献できることが具体的に示された提案であること。

⑫　本募集の趣旨を十分理解し、提案に独自性があり、維持管理やデータ管理等においても事業開始前後を見据えた工夫がなされていること。

⑬　提案が全体としてバランスが良く、優れていること。

※ ESCO 契約締結のための詳細協議時には、道路照明灯、公園照明灯の修繕費用（令和２年～令和４年度）と直近の光熱費単価を参考にベースラインを設定する。

1. 審査の流れ

ESCO提案の審査については、次の要領で行う。

①　応募者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポー

ザル評価委員会において、あらかじめ上記（１）の評価項目について事前評価を行い、

原則上位 ５社がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。プレ

ゼンテーションの出席者は５名以内とする。

評価項目及び評価配分は、別表のとおり。

②　応募者は、提案書類をもとに 30分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その

後、プロポーザル評価委員による質疑応答を15分程度行う。

③　プレゼンテーションは、令和６年（2024年）５月21日（火）に開催し、予備日を22日

（水）とする。なお、会場は横須賀市役所内会議室とし、詳細は応募者に別途通知する。

④　応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査す

る。

⑤　審査の結果、プロポーザル評価委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀

提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、

次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された事業費がより廉価

な応募者を優先交渉権者とする。

1. 審査結果の通知

①　審査結果は、令和６年（2024年）５月31日（金）応募者に文書で通知する。なお、電話等による問合せには応じない。

②　審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

③　審査結果は、本市のホームページで公表する。

1. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①　提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合

②　提案書類に虚偽の記載があった場合

③　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④　本募集要項に違反すると認められる場合

⑤　提案の事業費が限度額を超えている場合

# 14　LED照明灯の灯具仕様

（１）共通事項

①　使用する LED 灯具及びランプ等については、電気用品安全法の他、関連する JIS規格等に適合または参考としていること。

②　使用する材料全てについて、国内メーカーの製品とすること。また、製造メーカーは

ISO9001（品質）及びISO14001（環境）を取得していること。

③　製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。

④　製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。

⑤　フリッカーが発生しないこと、又はフリッカー対策がなされている構造であること。

⑥　定格寿命は、60,000時間（光束維持率75％）以上とすること。

⑦　LED化工事後の市民等からの要望に対応するため、遮光板（又はルーバー等）を灯具に

取り付けることが可能な構造であること。

⑧　既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバー等）が備わっている道路照明灯は、同等の機能

を有すること。ただし、現場状況により不要とされるものがあることから、詳細につい

ては本市と協議のうえ決定すること

⑨　LED灯具の本体色は、ダークブラウン系もしくはグレー系を基本とすること。ただし、

地域性や既存設備の状況に応じ、配色については市側と調整をして最終決定をすること。

（２）道路照明灯

①　LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年３月、国土交通省）（以下「ガイドライン」という。）に適合する製品を使用すること。

②　ガイドラインに適合していることを証明する製品仕様書及び根拠資料を提出すること。

③　LED 化工事後も、既存の道路照明灯と同等程度の照度を確保することを原則とすること。

ただし、現場の状況（道路幅・車線数等）によって、新規に提案することを妨げない。

　　④　曲線型ポール及び直線型ポールのどちらにも取り付けが可能な製品とすること。

　　⑤　落下防止ワイヤーを取り付けること。

　　⑥　LED道路照明器具は下記の性能以上とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種別 | ガイドラインタイプ | 皮相電力値 | 器具光速値 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ250W-400W相当 | タイプa | 100VA未満 | 10,000lm以上 |
| 水銀灯400W相当 | タイプa |
| 高圧ナトリウム・セラメタ180W・200W相当 | タイプa |
| 水銀灯300W相当 | タイプf | 60VA未満 | 7,000lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ150W相当 | タイプf |
| 水銀灯250W相当 | タイプk | 40VA未満 | 5,000lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ110W相当 | タイプk |
| 水銀灯200W相当 | ― | 20VA未満 | 2,000lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ70W・90W相当 | ― |
| 水銀灯100W相当 | ― | 1,500lm以上 |
| 水銀灯40W相当 | ― | 10VA未満 | 800lm以上 |

⑦　専用に設計されたデザイン灯については、前項（１）及び上記①～⑥によらなくても構

わない。また、事業者の自由な発想と創意工夫ある提案に基づくLED化も可能とする。

（３）公園照明灯

①　LED照明は、既存照明と同等程度の照度を確保することを原則とし、可能な限り照度分

布図により確認できること。

②　入力電圧は、100V/200Vに対応できること。

③　防塵・防水性能は、従来の防雨型に相当するIP23以上とすること。

④　既設ポールに取り付けが可能であること。

　　⑤　LEDモジュール制御装置が器具内若しくはポール内に収容できる構造であること。

⑥　LED灯具の光色は、昼白色・電球色に対応できること。

⑦　落雷による故障を低減するために、耐雷サージ機能（コモンモード15kV以上、ノーマル

モード2kV以上）を有していること。

⑧　LED公園照明器具は下記の性能以上とすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 皮相電力値 | 器具光速値 |
| 水銀灯400W相当 | 80VA未満 | 8,000lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ250W-400W相当 |
| 水銀灯250W・300W相当 | 60VA未満 | 6,500lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ180W・200W相当 |
| 水銀灯200W相当 | 40VA未満 | 4,000lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ110W-150W相当 |
| 水銀灯80W・100W相当 | 20VA未満 | 1,500lm以上 |
| 高圧ナトリウム・セラメタ70W・90W相当 |

（４）デザイン灯に関する構造・性能等（既設が丸形、傘型、籠型、道路照明型以外のもの）

①　ランプ交換の場合

ア　既設灯具を再利用し、LEDランプ（定格寿命40,000時間（光束維持率70％）以上）に

交換する。

イ　既存灯具と同等程度の照度を確保すること。可能な限り、照度分布図等で確認ができ

ること。

ウ　現地調査の結果、ランプ重量や放熱、老朽化等により既設灯具に安全性が確保できな

い場合、灯具交換を行うこと。詳細については、本市と協議のうえ決定すること。

②　灯具交換の場合

ア　灯具交換に際し、アーム先端にアダプタ等が必要な場合はこれを設置し、灯具交換を

行う。

イ　灯具の性能等の詳細については本市と協議のうえ決定すること。

ウ　既存灯具と同等程度の照度を確保すること。また、可能な限り、照度分布図等で確認ができること。

エ　交換する灯具が既設と大きくデザインが異なる場合は、市と調整のうえ決定すること。

# 15　工事仕様

（１）契約後、工事計画を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。

（２）工事を行うにあたっては、市内工事業者を優先的に活用すること。

（３）取り外した灯具の取扱いについては、本市が指定した場合は、それに従うこと。

（４）工事に関する瑕疵については、契約に基づき事業者の責任とすること。

# 16　工事計画

工事計画は、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手

前に本市と協議すること。

（１）工事の優先順位

既設の道路照明灯・公園照明灯で故障が発生している箇所、その他本市が優先するべきと判断した箇所を優先して施工すること。

（２）工事方法

設置するESCO設備については、本市の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。

# 17　事業実施に関する事項

（１）誠実な業務遂行

①　事業者は、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂

行すること。

②　業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両者で誠意をもって協議

すること。

（２）ESCO契約期間中の事業者と本市の関わり

ESCO事業は、事業者の責により遂行され、本市はESCO契約に定められた方法により、事

業実施状況について確認を行う。

（３）本市と事業者との責任分担

①　基本的な考え

ESCO提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況・運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

②　予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえでESCO提案を行う。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

③　本市が別途発注する工事に関する措置

事業者がLED化工事を実施後に、本市がそのLED灯具を再利用し、既設の灯柱のみを更

新する工事を発注する場合がある。この場合の責任分担については、本市の工事完成後、

施工業者から引き渡しを受けてから１年間（瑕疵担保期間）については市側（施工業者）

の負担とするが、それ以降については、事業者の負担とする。

④　ESCO契約の締結及び事業の継続が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後にESCO契約の締結ができない場合及びESCO契約締結後に事業の継続が困難となった場合は、以下の措置を講ずる。

ア　提案書と道路照明灯維持管理計画書及び公園照明灯維持管理計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、本市は次点交渉権者と協議を行うこととし、優先交渉権者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できない。

イ　ESCO契約締結後、本市の責により事業が中止された場合は、事業者は提案書で提示し

た金額を上限に、本市と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、

ESCO契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定め

る。

表：予想されるリスクと責任分担

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | | |
| 本市 | 事業者 | |
| 共通事項 | 募集要項の誤り | 募集要項の記載事項に重大な誤りのあるもの | ○ |  | |
| ESCO提案の誤り | ESCO事業の提案が達成できない場合 |  | ○ | |
| 第三者賠償 | 調査･工事において通常避けることのできない騒音・振動等による場合 | ○ |  | |
| 上記以外の場合 |  | ○ | |
| 安全性の確保 | 工事・維持管理における安全性の確保 |  | ○ | |
| 環境の保全 | 工事・維持管理における環境の保全 |  | ○ | |
| 制度の変更 | 法令・許認可・税制の変更 ※1 | 協議 | | |
| 保険 | 維持管理期間のリスク保証に必要となる保険 |  | ○ | |
| 事業の一時中止 | 事業者の帰責事由による一時中止 |  | ○ | |
| 事業者の帰責事由によらず業務履行できない場合の一時中止 | ○ |  | |
| 本市の指示による一時中止 | ○ |  | |
| 解除権 | 事業者の帰責事由による解除 |  | ○ | |
| 本市の帰責事由による解除 | ○ |  | |
| 計画・設計段階 | 不可抗力 | 天災などによる設計変更・中止・延期 | 協議 | | |
| 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。） |  | ○ | |
| 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |  | |
| 事業者の指示・判断の不備によるもの |  | ○ | |
| 資金調達 | 必要な資金の確保に関すること |  | ○ | |
| 工事段階 | 第三者賠償 | 工事における第三者への損害賠償義務 |  | ○ | |
| 不可抗力 | 天災などによる工事変更・中止・遅延 | 協議 | | |
| 不可抗力による損害 ※2 | 協議 | | |
| 物価の変動 | 急激なインフレ・デフレ（工事費に対して影響のあるもののみを対象とする。） ※3 | ○ | ○ | |
| 工事段階 | 用地の確保 | 資材置き場の確保 |  | ○ | |
| 設計変更 | 本市の提示条件、指示の不備によるもの | ○ |  | |
| 事業者の指示・判断の不備によるもの |  | ○ | |
| リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | | |
| 本市 | | 事業者 |
| 工事遅延・未完工 | 本市の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 | ○ |  | |
| 事業者の帰責事由による工事遅延・未完工による引き渡しの遅延 |  | ○ | |
| 工事費増大 | 本市の指示、承諾による工事費の増大 | 協議 | | |
| 事業者の指示、判断の不備によるもの | 協議 | | |
| 性能 | 要求仕様不適合 |  | ○ | |
| 一般的改善 | 引き渡し前に工事目的物等に関して生じた損害 |  | ○ | |
| 引き渡し前に工事に起因し設備に生じた損害 |  | ○ | |
| 支払関連 | 支払遅延･不能 | 本市の帰責事由による支払いの遅延･不能によるもの | ○ |  | |
| 計測・検証報告の遅延により支払を留保するもの |  | ○ | |
| 省エネルギー保証行為の不履行 |  | ○ | |
|  | 契約不適合 | 隠れた瑕疵等の担保責任 ※4 | ○ |  | |
| 維持管理関連 | 計画変更 | 用途の変更等、本市の帰責事由による事業内容の変更 | ○ |  | |
| 事業者が必要と考える計画変更 |  | ○ | |
| 立ち入りの許可 | 必要な施設への立ち入りの許可が下りない場合の事業未遂行 | ○ |  | |
| 維持管理費の上昇 | 計画変更以外の要因による維持管理費用の増大  ※5 | ○ | ○ | |
| ESCO設備の損傷 | 本市の故意・過失に起因するESCO設備の損傷 | ○ |  | |
| 事業者の故意・過失に起因するESCO設備の損傷 |  | ○ | |
| 施設損傷 | 事業者の故意・過失又はESCO設備に起因する施設・設備の損傷 |  | ○ | |
| 契約不適合 | ESCO設備に関する隠れた瑕疵の担保責任 |  | ○ | |
| 維持管理関連 | 不可抗力 | 地震による火災・天災・戦争などの不可抗力によるESCO設備等の損傷 | ○ |  | |
| 機器の不良 | ESCO機器が所定の性能を達成しない場合 |  | ○ | |
| 光熱費単価 | 光熱費単価の変動 | ○ |  | |
| エネルギー消費量 | 機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更 | ○ |  | |
|  | リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | | |
| 本市 | 事業者 | |
| 計測・検証 | 設備の不良 | ESCO設備が所定の性能を達成しない場合 |  | ○ | |
| 光熱費単価 | 光熱費単価の変動 | ○ |  | |
| ベースラインの調整 | 機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更 | ○ |  | |
| 天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超えESCO設備が所定の性能を達成しない場合 | ○ |  | |
| 上記以外の変動要因の場合 ※6 | ○ | ○ | |
| 保証関連 | 性能 | 要求仕様不適合(施工不良を含む) |  | ○ | |
| 仕様不適合による施設・設備への損害、施設運営・業務への障害 |  | ○ | |

※1　制度の変更により稼働状況、収益性等が変化した場合は、ベースラインの見直しを行う。

ベースラインの見直しによって生じる損失については、本市が行う制度変更の場合及び事業

実施そのものに関する制度変更については本市が負担し、これ以外の一般的な制度変更の場

合は、事業者が負担する。

※2 詳細は契約書による。

※3 本市、事業者の双方は、工期内に工事材料の国内価格に著しい変動があった場合若しくは急

激なインフレ・デフレが生じた場合は、工事の変更を求めることができる。

※4　ESCO事業実施にあたって障害となる、本事業範囲外の不具合。

※5　本市、事業者の双方は、ESCOサービス開始後12か月を経過した後に日本国内における賃金

水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当と認めたときは、相手方に対して契約金額

の変更を請求することができる。

※6　表で記載の２つのリスク内容以外の事由により計画書に示す削減効果の大幅な変化が認められる場合は、双方誠意をもって対応方法を協議する。

# 18　契約に関する事項

（１）契約の手順

①　本市と優先交渉権者は、詳細協議、調査結果に基づき、双方が合意した場合に契約締結のための手続きを行う。

②　本件契約の締結については、本市市議会における本業務に係る予算の議決を要する。

（２）契約の時期

令和６年（2024年）７月（予定）

（３）契約の概要

本募集要項、道路照明灯維持管理計画書及び公園灯維持管理計画書に基づき、本市と事業

者の間で、本募集要項に定める詳細協議が成立したことをもって締結するものであり、事

業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や省エネルギー保証、支払方法など

を定めるものとする。また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確化し、相互の

確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。